

市川市立真間小学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は市川市立真間小学校PTAと称する。

第2条 本会は事務局を市川市立真間小学校（以下、「本校」とする）におく。

第3条 本会は本校に在籍する児童の保護者および教職員の密接な協力によって、児童の福祉を増進し、教育の向上をはかることを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 教育懇談会をひらく
2. 児童の校外生活をみちびく
3. 児童の就学や出席を督励する
4. 児童の学芸を奨励する
5. 学習環境の充実に寄与する
6. 学校保健と体育を充実奨励する
7. 学校給食の普及および食育を奨励する
8. 講演会、講習会をひらく
9. 教職員の研究を奨励する
10. 会員の親睦と教養の向上をはかる
11. その他教育向上のために必要なこと

第2章 会員

第5条 本会は本校に在籍する児童の保護者（または、これに代わる者）および本校の教職員が会員となる資格を有する。

第6条 本会は自由意志によって、いつでも入会できる。本会への入会希望者は本会指定の方法で入会の意思を本会に提示する。

第7条 入会希望者が以下のいずれかに該当する場合、本会は本会への入会を拒否することが出来る。本会は入会を拒否した判断の理由について入会希望者に開示する義務を負わない。

1. 入会申込時の提示情報に虚偽、誤記などがある場合
2. 入会希望者に成りすまして他人が申し込んだ場合
3. 過去に本会への入会および任意退会を繰り返しており、それらが不適切なものと本

会が判断した場合

4. 過去に本会を強制退会になっている場合

第8条 会員は会費を納入する責任を負う。会費は次のとおりとする。

1. 会員の会費は1家庭につき、年額4,000円とする。
2. 会費は年1回本会が定める方法により納入する。
3. 年度途中から本会に新たに加入した会員についても同額の会費とする。
4. 会費額については、「第4章 総会」に定める総会の決議により変更することができる。
5. 既に納入した会費については、理由の如何を問わず返金しない。
6. 特別の事情がある場合は、会費を免除する場合がある。

第9条 会員は本会の会則、内規、個人情報保護方針およびその他の定められた方針を遵守する責任を有する。

第10条 会員は本会の運営と活動に関する提案、意見、懸念を自由に表明する権利を有する。本会はすべての会員からの意見を公平に聞き入れ、必要に応じて対応を検討する。

第11条 会員は本会の運営、財務状況、活動に関する情報の開示請求権を有する。本会は運営の透明性を確保するため、必要に応じてこれらの情報を会員に提供する。

第12条 本会は会員の自由意志によって、いつでも退会できる。退会希望者は本会指定の方法で退会意思を本会に提示する。

第13条 児童の卒業または転出および教職員の異動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって自動的に退会とする。

第14条 会員が以下のいずれかに該当する行為を行った場合、本会は会員に事前に通告することなく本会から直ちに強制退会させる権限を有する。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 本会の運営、活動に対して脅迫的な言動、または暴力を用いる行為
4. 風説の流布、偽計または威力を用いて本会の信用を毀損し、当会の運営、活動を妨害する行為
5. その他、上記に準じる者

第3章 組織

第15条 本会に次の機関をおく。

1. 総会：総会は最高の議決機関であり、毎年4月中に開催することを原則とする（詳細は「第4章 総会」に記載）。
2. 本部：本部役員と本部教職員によって構成する（詳細は「第5章 本部」に記載）。
3. 運営委員会：運営委員会は本部役員、本部教職員、各専門委員会の委員長または副委員長のどちらか1名をもって構成する（詳細は「第6章 運営委員会」に記載）。
4. 専門委員会：専門委員会規程に準ずる（詳細は「第7章 専門委員会」に記載）。

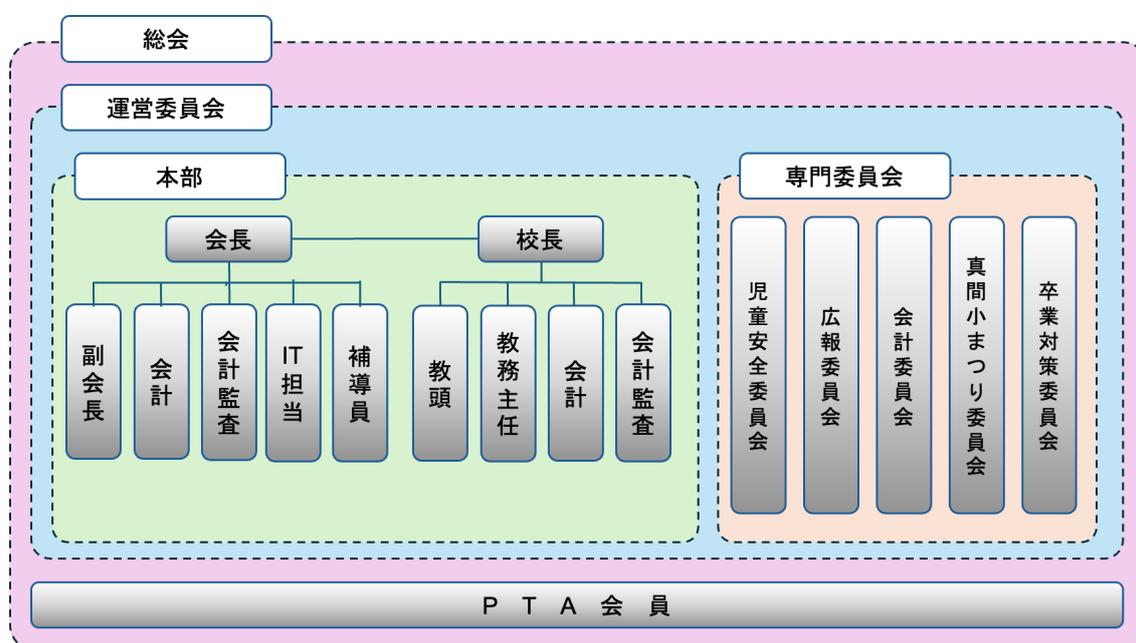


図1 組織図

第4章 総会

第16条 総会は最高の議決機関であり、毎年4月中に開催することを原則とする。

第17条 臨時総会は会長及び本部が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときに、会長がこれを招集する。

第18条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

1. 会務の報告と承認
2. 予算審議、決算の承認
3. 本部役員承認

4. 会計監査の承認
5. 会則の改正の承認
6. その他必要と認められる重要な会務

第19条 総会における議案の議決は、会員の過半数以上の賛成によって成立する。

第5章 本部

第20条 本会に次の役員をおく（以下、「本部役員」とする）。

1. 会長
2. 副会長
3. 会計
4. 会計監査
5. IT担当
6. 補導員

第21条 本部に次の教職員をおく（以下、「本部教職員」とする）。

1. 学校経営の責任者（校長、教頭、教務主任）
2. 会計
3. 会計監査

第22条 本部教職員の会計および会計監査担当については本校校長が任命する。

第23条 本部には相談役をおくことができる。本部役員は相談役を指名することができ、総会で承認を得る。

第24条 本部役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
3. 会計は本会の会計全般の統括処理を行う。
4. 会計監査は本会の事業が適正に遂行されるよう活動および会計を監査する。
5. IT担当は本会 WEB サイトや本会運営における ICT（Information Communication Technology）に関する対応、資産管理など行う。
6. 補導員は市川市との協力により、児童の校外生活指導にあたる。

第25条 本部役員の選出と承認は以下のとおりとする。

1. 本部役員は、次年度の本部役員候補者を会員からの推薦（自薦を含む）に基づき決定する。
2. 本部役員候補者は自由意志によって次年度本部役員就任を受諾または拒否を決定する権利を有する。
3. 選出された本部役員候補者は、総会に報告して承認を得る。

第26条 会長以外の本部役員の任期は原則2ヶ年とする。ただし、本部教職員はこの限りではない。

第27条 期中に本部役員に欠員が生じた場合、本部が補充役員候補を推薦し、運営委員会の承認を得て就任するものとする。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第6章 運営委員会

第28条 運営委員会は本部役員、本部教職員、各専門委員をもって構成する。

第29条 運営委員会は次の事項を審議執行する。

1. 総会の運営
2. 専門委員会規定の制定ならびに改定
3. 予算案の編成ならびに決算書の作成
4. 総会決定事項の執行
5. 各委員会の活動報告ならびに提出議案の審議
6. その他必要な会務
7. P T A会則および内規の改正
8. 本会則に規定のない事項の審議

第30条 運営委員会は原則年5回開催し、議長は本部役員が務める。

第31条 運営委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決定する。

第7章 専門委員会

第32条 本会に以下の専門委員会をおく。各専門委員会の細則は専門委員会規程に準ずる。

1. 児童安全委員会
2. 広報委員会
3. 会計委員会
4. 真間小まつり委員会
5. 卒業対策委員会

第33条 本会の専門委員会活動は、原則総会または運営委員会にて決議された事項に基づき、本校在籍児童の保護者からの協力を募って行う。ただし、予定された活動に必要な十分な人員の確保が困難な場合は、当該の活動を行わない場合がある。

第34条 本会は必要に応じて特別委員会をおくことができる。

第8章 経理

第35条 本会の経費は会費および寄付金でまかなう。

第36条 本会の資産は第1章 第4条の目的以外に使用してはならない。

第37条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第38条 本会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。

第39条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第9章 表彰

第40条 退任する本部役員など本会のために尽くされた方々に対し、感謝の意を表するために表彰を行う。

第10章 個人情報

第41条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別途「個人情報取扱方針」に定め適正に運用するものとする。

附則1 この会則は、昭和24年5月14日より実施する。

※平成6年4月23日に一部改正（21条：副委員長の人数）

※平成12年4月21日に一部改正（22条：一部削除、23条：会費負担額）

※平成14年2月26日に一部改正（理事・理事会の名称変更、専門委員会の名称変更、専門委員会の統合）

※平成20年4月18日に一部改正（真間小まつり委員会、家庭教育学級委員会の専門委員会への組み入れ、学年委員・学年委員会、学級委員・学級委員会等の名称変更および削除、PTA組織図の変更）

※平成21年4月20日に一部改正（運営委員会の構成員の変更）

※平成22年4月19日に一部改正（10条：本部役員欠員の際の補充役員就任について）

※平成27年4月20日に一部改正（17条：一部追加、7章：慶弔費・表彰について）

※平成31年4月19日に一部改正（30条：追加、8章：個人情報について）

※令和3年4月23日に一部改正（10条：一部追加、3章：本部役員について、19条：一部追加、5章：組織について）

※令和4年4月22日に一部改正（18条：開催回数の変更、5章：組織について）

※令和6年3月26日に全面改正、令和6年4月1日から施行する。

※令和7年4月25日に一部改訂（会費の支払い方法に関する事項、総会の議決に関する事項、本部内IT担当設置に関する事項、慶弔費に関する事項）

専門委員会規程

第1章 総則

- 第1条 会則第32条にもとづき、それぞれの委員会の規定を次のように定める。
- 第2条 委員会は保護者および教職員から選ばれた委員を持って構成する。
- 第3条 委員会の計画は運営委員会にはかかって実施する。
- 第4条 各委員会の活動に必要な人員については都度児童の保護者からお手伝いを募集する。予定された活動に必要な十分な人員が確保できない場合は活動の実施を行わない。

第2章 児童安全委員会

- 第5条 児童安全委員会は次のことを所管する。
1. 学校行事における養護活動に関すること
 2. 学校行事における安全パトロールに関すること
 3. 児童の登下校時における交通安全指導に関すること
 4. 児童の校外生活補導に関すること

第3章 広報委員会

- 第6条 広報委員会は次のことを所管する。
1. 本会の活動を推進するための広報紙「まましんぶん」の作成に関すること
 2. 学校行事における記録に関すること
 3. 他校広報との情報交換及び紹介に関すること

第4章 会計委員会

- 第7条 会計委員会は次のことを所管する。
1. 会費の集金に関すること
 2. その他の集金に関すること

第5章 真間小まつり委員会

第8条 真間小まつり委員会は、真間小まつりを企画・運営する。

第6章 卒業対策委員会

第9条 卒業対策委員会は卒業式において卒業生に贈呈する記念品に関することを所管する。

附則1 この専門委員会規程は、平成20年4月18日より実施する。

※平成20年2月28日に改正（各委員会の活動内容の変更、真間小まつり委員会、家庭教育学級委員会の専門委員会への組み入れ）

※令和3年4月23日に改正（総則、各委員会の活動内容の変更、IT環境整備委員会の専門委員会への組み入れ）

※令和6年3月26日に改正（総則、各委員会の活動内容の変更、総務委員会および家庭教育学級委員会の廃止に伴う細則の削除、卒業対策委員会の章を追加）、令和6年4月1日から施行する。

※令和7年4月25日に改正（総則、IT環境整備委員会の廃止に伴う細則の削除）、令和7年4月25日より施行する。